# 第4節 事前相談

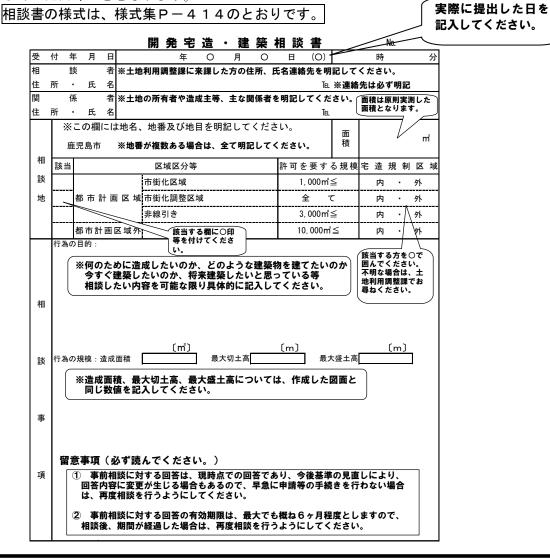
## 4-1 目的

本市では、開発行為や宅地造成の工事を行う場合や市街化調整区域内で建築を行う場合において、都市計画法や宅地造成等規制法による許可の必要性、又はその他の必要な手続き等に関して、事前相談を受けております。

事前相談を行わずに造成等を行った場合、法違反となったり、工事の中止や宅地の使用禁止などの措置がとられる場合もありますので、ご注意ください。

## |4-2 相談の手続き

- 1. 事前相談については、一般的な内容については、電話での相談も受けておりますが、 具体的な内容については、直接土地利用調整課に来課していただき、相談していただ くこととしております。
- 2. 造成工事や市街化調整区域内での建築等について、具体的な場所・目的・造成内容等が決まっている場合は、下に示すように相談書を作成して、土地利用調整課に提出していただくこととなります。



- ※1 相談者の欄: 当課へ来課された方の住所、氏名及び連絡先を記入
- ※2 関係者の欄:相談地の所有者、造成主等の住所、氏名及び連絡先を記入
- ※3 相談地の欄:地名、地番及び地目を記入(複数ある場合は、全て記入)
- ※4 面 積 の 欄:相談地 (開発予定地) の実測面積を記入
- ※5 相談事項欄:目的(予定建築物の用途や規模等)、造成行為の規模(切土、盛土の高さ等)等を記入
- ※6 添 付 資 料:付近見取図(住宅地図等)、写真、登記簿謄本(閉鎖謄本)や字図の『写し』等
- ※7 添付図面:平面図、断面図、求積図等
  - 注1) 平面図、断面図は現況と計画が一つの図面で分かるように作成
  - 注2) 平面図には、切土、盛土を行う範囲が分かる線を記入
  - 注3) 断面図は、切土、盛土の高さが最大となる部分は必ず作成
  - 注 4) 求積図には、開発予定地全体の求積図と切土、盛土を行う範囲の求積図を作成
  - 注 5) 具体的な建築計画がある場合は、配置図や建物平面図、立面図等を提出
- ※8 法第34条第1号の場合は、事業計画書や理由書等を提出し、審査基準の内容を図示してください
- ※9 相談を行う際は書類を『2部』作成し、1部は提出し、1部は相談者側で保管してください

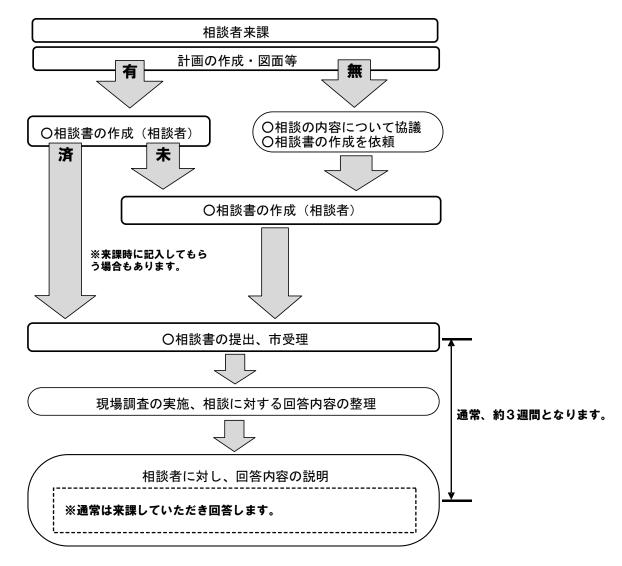
## 4-3 相談処理について

相談書が提出された場合、土地利用調整課の職員が現地の調査を行います。

その後、土地利用調整課で検討を行い、回答内容を取りまとめたうえで、相談者に回答することとなります。

回答までの期間は、概ね 3 週間となります。ただし、相談物件の内容やその時の相談処理件数によっては、前後することもあります。

相談の標準フローは次のとおりとなります。



# 4-4 相談処理の有効期限について

相談に関する回答は相談時点での回答であり、その後の基準の見直しにより回答内容に変更が生じる場合もあります。早急に申請等の手続きを行わない場合は、再度相談を行うようにしてください。

事前相談に対する回答の有効期限は、最大でも概ね 6 ヶ月程度としますので、相談後、 期間が経過した場合は、再度相談を行うようにしてください。